

平成 12 年 6 月 10 日

宗教法人 本誓寺
代表役員 吉田是行 殿

旧維持会 有志
代表 小笠原三吉



質 問 状

甚だ恐れ入るが、今回、宗教法人本誓寺から「平成 12 年度報告書」を頂きましたが、われら有志は書面で、下記事項について、代表役員吉田是行師あてに質問致したい。

われらは何等の手段を持っていないので、その実効を確保するため、公開質問状とすることを考えたが、当面は内々のこととし、ただそのお答えを連帯して責任を明かにするため、責任役員の方々にもこの写しをご送付すると共に、参考までに総代の方々にも写しでお報せしておくこととした。

なお、代表役員のお答えが納得できなかった場合、或いはお答えそのものが無い場合は、真宗大谷派仙台教務所を通じて、本山（真宗大谷派宗務所教務部）へお伺いをたて、そのご指導を仰ぎたいと考えていることを申し添える。

一応回答期限は、7 月 10 日とさせて頂きたい。

こうゆう形で質問状をさし上げる趣旨は、先ず今年は「門信徒総会」を開かず、前期報告書が配られてきたことにある。

そもそも平成 11 年 1 月 1 日付けの「本誓寺便り」No. 1 に掲げられた組織による寺門の運営ということが、宗教法人本誓寺規則に根拠をもつものであることが、疑義であり、その規則自体見直すべきものでなからうか。これはまた新しい大谷派宗憲及び新宗教法人法に則っているのかも問題である。

また、詳しいことは避けるが、事業報告や収支決算書にある殆どの項目がいわゆる維持費に関係するものであろうか。これらは旧維持会の時では寺の護持のため門徒の拠出によるいわば協力のためいわゆる越権的なものまで含められていたが、宗教法人そのものとしては別にすべきではなかろうか。このことに関して質問項目にもあげておいたが、二、三、基本的なことに触れておきたい。

第一は、本山から指導された予、決算書様式により作成すべきであること。(ただし一般に公開するかどうか、かりに維持費を徴収する際は全体の中でのなぜ維持費かを明確にしたものが必要)。

第二に、前第一に関連するが維持費の徴収根拠、その性格、そして徴収した場合は必ず総会を開くか、全員の同意が必要とされる。

第三に、先に組織について疑念を申し上げたが、住職や責任役員については言及できないが、総代会議があるのか、そもそも総代の選定についてはかねてから疑義を申し入れているところだが、別添資料(平成10年12月15日付け仙台教務所長経由、本山、教務部長指導文書)の通り、チェック機関ということが本来の役割でないか。旧来の習慣によるとしては、宗憲とそれに基づく条例に則すべきではないか。

これらについてはこれから検討されるべきものであるが、取り敢えず次の事項についてお答えを賜りたい。

記

- 1、同封の平成11年1月1日「本誓寺便り」No.1の「門信徒総会」今回不開催の理由についてお答えを求む。
- 2、配布の決算書等への質疑と答弁は、いつ、どこで、可能かお答えを求む。
- 3、配布の予、決算書は維持費の報告書であり、宗教法人法による報告書とは認められないが、お答えを求む。
- 4、総代の選定方法は、どの規定によったのか、その根拠につきお答えを求む。
- 5、監事は宗教法人法にも、本誓寺規則にも規定がないが、いつ、どこで、どうして選任したのか、またその資格や任期についてお答えを求む。
- 6、維持費の定義と、割当基準は何によるのか、お答えを求む。